

# 鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則

(19.6.30 第174回代議員会 制定)

(目的)

**第1条** この規則は、鳥取県医師会定款第13条に規定する役員並びに代議員会の議長及び副議長（以下、役員等という。）の受ける報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

**第2条** 役員等の受ける報酬は、次に掲げるところによる。

(1) 会 長	月額	120,000円
(2) 副会長	月額	60,000円
(3) 常任理事	月額	50,000円
(4) 理 事	月額	20,000円
(5) 監 事	月額	15,000円
(6) 議 長	年額	100,000円
(7) 副議長	年額	30,000円

(実施規定)

**第3条** この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の議を経て定める。

(規則の改廃)

**第4条** この規則を改廃しようとするときは、代議員会の議を経なければならない。

付 則

1 この規則は、平成19年6月30日から施行する。